

平成27年10月15日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年10月15日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後4時12分					
出席委員						
教 育 長	加 藤 裕 之	藤 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平	
委 員						
委 員						
委 員						
委 員						
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生涯学習課長	岡 本 香 織					
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹					
ひきふね図書館長	石 原 恵 美					

2 議題について

(1) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について

第2 区立学校のいじめに関する事案について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。

報告事項第1

「教育課題の進捗状況について」、各課長が次のとおり説明する。

庶務課長 「学校校舎等の改築・改修事業」について説明します。実績としまして、まず吾孺第二中学校についてですが、改築工事を順調に実行しております。2点目として、吾孺立花中学校の移築に向け基本設計のプロポーザルを行い、最優秀社を選定しました。9月25日に区ホームページで審査結果を公表したところです。業者は、株式会社類設計室です。3点目として、非構造部材の耐震化ですが、契約準備を進めているところです。いずれも順調に推移しています。続きまして「学校ICT化の推進」について説明します。実績としまして、まず校務用パソコンを各校更新するというので進めてきましたが、9月13日に機器の更新が完了しました。サーバーについては、9月19日から21日にかけて更新しました。2点目として、電子黒板の設置拡充ですが、8月末から9月18日にかけて教員向けの操作説明会を実施し、9月から仮稼働しているところです。今後、順次学校公開で電子黒板を使用した授業を見ていただくことになると思います。

指導室長 「いじめ・不登校防止対策事業」について説明します。実績としまして、毎月実施しているいじめ・不登校調査を行い、集計しているところです。9月3日に生活指導主任連絡会を行い、いじめ・不登校の情報交換をしました。夏期休業中の状況・様子の報告や岩手県の事例がありましたので、それを踏まえたいじめの研修を実施しました。9月に入り、年3回実施するいじめ防止授業の2回目を小中学校で実施しているところです。不登校対策担当者連絡会を9月24日に行いました。まず情報提供という形で、ステップ学級の様子やスクールソーシャルワーカーの利用形態、現在の状況等をいただき、各ブロック別に情報交換を行っています。最後に、不登校の担当アドバイザーから指導・助言をいただくという取り組みを行っています。いずれも計画どおり進んでいます。

すみだ教育研究所長 「学力向上3か年計画(新学習状況調査、教員研修等)」について説明します。実績としましては、区の学習状況調査の結果分析を区小研、区中研に依頼して、年度末にかけて報告書を作成予定です。理科ニュースの発行については、月1回月末を目途に、主に小学校の先生方が実験や生物の観察等に役立つニュースを発行しているところで、今回の8月30日号は熱の伝導等について分かりやすく説明しています。墨田区学習状況調査結果については、区民文教委員会に報告しました。なかなか厳しい状況が続いていまして、議員からも「もう少し頑張ってもらいたい」という話が出ています。文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果について、区のホームページに9月24日にアップしました。続きまして「幼保小中一貫教育」について説明します。実績としまして、各ブロックへの支援を指導員2名が、継続して各学校へ巡回指導による支援をしています。幼稚園を通じて、5歳児を対象に小学校スタートブックという就学前教育を学校へ入るまでにどういふ形で行えば良いかを親子で語り合いながら進められるような冊子を配布しています。いずれも順調に進んでいるというところです。

雁部委員 理科ニュースのサンプルはありますか。

すみだ教育研究所長 8月号がありますので、ご回覧願います。

雁部委員 学校校舎の改築ですが、今ニュースで基礎工事の手抜きが問題になっているので、その

ようなことがないように業者に指導していただければと思います。以前八広小学校でホルムアルデヒドの問題があったので、慎重にお願いします。

庶務課長 工事の施行にあたりましては、工事管理者を設けて、営繕課が執行委任を受け、現場を確認しながら行っています。今のご指摘を踏まえながら、遺漏のないように工事を進めるようにします。

浅松委員 学力向上3か年計画で、平成27年度に実施した学力状況調査の結果を区民文教委員会に報告した際の議員からの意見を教えていただけますか。

すみだ教育研究所長 相対的に学力が上がっていないというところで、施策のあり様を考えて欲しいという話や、学習時間の問題で、墨田区も増えつつはあるのですが全国に比べて少ないとか、自信があって調査を受けたけれども結果が良くなかったとか、そういうところを踏まえながら進めていかないと難しいというような話がありました。部分的には施策の方向性は見えているので、子どもたちのやる気や保護者の方、家庭学習について働きかけていくようにという話がありました。情報提供ですが、本日午後6時から各小学校のPTA2名ずつの60～70名を対象に、区の学習状況調査の結果報告と、橋本由美子氏による家庭学習における子どもへの働きかけを中心としたレクチャーをしていただきます。家庭における学習について保護者にも働きかけて進めていくという体制をしていきたいと思います。

阿部委員 いじめ・不登校についてですが、いじめ授業地域公開講座というのは、どこでどのような内容のものを実施したのですか。

指導室長 年3回いじめの授業をする中で、1回は保護者や地域の方々に授業を公開するとともに、学校がどのような方針でいじめの対策をするかということを保護者や地域の方に周知をして、学校の取り組みの内容について認識を深めていただいたり、意見交換会をしていただいたりというものを地域公開講座と位置付けています。

阿部委員 これは、各学校で実施しているのですか。

指導室長 はい。各学校で3年間の間に1回は必ず実施することになっています。基本的に、9月以降に実施している学校が多いと思います。

坂根委員 地域公開講座は、学校公開で実施するのですか。

指導室長 学校公開で実施している場合もありますし、土曜授業で実施していることもあります。

坂根委員 道徳授業とは別に実施しているのですよね。

指導室長 道徳授業地区公開講座というのは道徳について行う授業なのですが、昨年度いじめ授業地域公開講座を依頼した際に、校長先生から併用していいかと問い合わせがありましたが、今年度については併用しないで別々に実施していただきたいということをお願いしています。

坂根委員 不登校対策担当者連絡会というのは、回数は決まっているのですか。

指導室長 概ね年に2回実施しています。

坂根委員 それぞれ問題の多いところや問題のないところ関係なく集まっているのですか。

指導室長 すべての小中学校に担当者が1名いますので、その方々に集まっただいて、中学校区のブロックで、実際に例えば不登校であれば不登校になっている子どものかつての状況や現状とかの情報交換をしながら、ブロック全体でその子どもの不登校解消に向けてどんな手立てがあるのかということを含めて検討していただいているという状況です。

坂根委員 その場合、かなり問題が多いところとそうではないところがあると思いますが、年2回

以外に個別に情報交換等が行われているのでしょうか。

指導室長 例えば、幼保小中一貫のところではそういう話になることもあるでしょうし、ポイントとしては、この2回では確実に不登校のことだけとか、かなり特化して時間を割いていますので、これまでの取り組みや過去の経緯とか、例えば現在中学校で不登校である子の場合、小学校の時にどのような状況だったのかとかを聴き取りながら対策を練るという形になっています。

報告事項第2

「区立学校のいじめに関する事案について」、指導室長が次のとおり説明する。

指導室長 先程は予防対策ということでしたが、今度はいじめに関する事案ということで説明させていただきます。いじめの事案に関しては、いじめを認知した場合、あるいは疑いがあることを認知した場合、そして保護者からの訴えがあった場合の3つのどの場合でも対応することとしています。今回は、この3番目の保護者からの訴えがあった場合の事案としての対応について報告します。区のいじめ防止対策推進条例の第25条「いじめに対する措置」の第2項では、「区立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。」となっています。学校はそういった疑いがあった場合には、その状況を確認して教育委員会に報告するということになります。また、第26条「教育委員会による措置」では、「教育委員会は、今の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」となっています。教育委員会としては、そういった報告を受けた場合にはその学校に必要な支援、若しくは措置の指示、あるいは自らの調査を行うということです。本件はこれを踏まえた事案になります。本件は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態というところの「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席するを余儀なくされている疑いがあると認めるときに相当する」ということで、保護者からの訴えがありました。文部科学省のいじめ防止対策等のための基本的な方針では、この相当な期間というものについて、年間30日を目安としています。ただし、児童等が一定期間連続して欠席しているような場合には、この30日の目安に関わらず、教育委員会や学校の判断によって迅速に調査に着手する、または児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校がいじめの結果ではない、あるいは重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたるということになっています。この場合、区条例では学校で調査を行うだけでなく、教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会が調査を行うこととなっていますので、本事案についてこれから報告させていただきたいと思えます。

教育長 ここで、本案件の取り扱いについてお諮りいたします。

本案件の内容にかかる説明や審議については、個人情報に関わる案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 本案件については、秘密会とすることといたします。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第29条第2項の規定により、別に会議録あり

その他

坂根委員 10月2日の朝日新聞の夕刊に「スマホ 先生は高校生」という記事がありました。第一寺島小学校で9月20日に行われた、墨田川高校の1年生と3年生が5・6年のクラスにスマホミーティングをしたということで、校長先生にお話を伺ったところ、高校生が先生ということで大変よい効果を得ていたということです。業者が行うセーフティ教室とは異なり、高校生ということもあり年齢が近いため、児童の本音の部分が表れたようでした。各学校でもいろいろ行っており、公開授業等で、保護者向け、また生徒+保護者向けの教室も行っています。4年生くらいからこのような教室が必要になってくるということを学校側が言っていました。1回きりではなく、何回も繰り返して行うことが大事だと思います。昨年は青少年育成委員会でキャンペーンを行っていただいて大変効果があったと思いますが、引き続いていろいろな形で行うことが重要ではないかと思えます。この記事は、翌日の各社の新聞にも出ていたようです。

雁部委員 インフルエンザが流行り出しているようなので、学校へ予防に努めるように周知してもらいたいと思います。

以上で、教育委員会を閉会いたします。